

◎佐賀県条例第45号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後				
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額			名称	額	
1～319 略				1～319 略				
				319の2 家畜改良増殖法施行規則第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付	家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付を受けようとする者	家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料	1,700円	書換え交付申請のとき
				319の3 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付	家畜人工授精所の開設の許可証の再交付を受けようとする者	家畜人工授精所開設許可証再交付手数料	1,700円	再交付申請のとき

改正前	改正後
320～494 略 備考 略	320～494 略 備考 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。